長崎県認定こども風の認定等に関する規則 (平成18年12月26日長崎県規則第54号)

最終改正:平成29年2月3日規則第1号

改正内容:平成29年2月3日規則第1号[平成29年2月3日]

○長崎県認定こども園の認定等に関する規則

平成18年12月26日長崎県規則第54号

改正

平成20年4月25日規則第20号 平成24年3月23日規則第11号 平成29年2月3日規則第1号

長崎県認定こども園の認定等に関する規則をここに公布する。

長崎県認定こども園の認定等に関する規則

目次

第1章 総則 (第1条・第2条)

第2章 認定こども園の認定要件(第3条-第8条)

第3章 認定こども園の認定手続等(第9条-第14条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

- 第1条 この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「省令」という。)及び長崎県認定こども團(条例第3条各号に掲げる認定こども團をいう。以下同じ。)の認定要件に関する条例(平成18年長崎県条例第64号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、認定こども團(条例第3条各号に掲げる認定こども團をいう。以下同じ。)の認定等に関し必要な事項を定めるものとする。(定義)
- 第2条 この規則で使用する用語の意義は、法及び条例で使用する用語の例による。

第2章 認定こども園の認定要件

(職員の資格)

- 第3条 認定こども園の長は、条例第5条第1項に掲げる能力を有するほか、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第20条、第21条若しくは第22条に掲げる資格を有する者又は健全な心身を有し児童福祉事業に熱意のある者でなければならない。
- 2 条例第5条第3項ただし書に規定する規則で定める要件は、幼稚園の教員免許状又は保育士の資格のいずれかを有していることとする。
- 3 条例第5条第4項ただし書に規定する規則で定めるところにより、保育士の資格を有する者を学級担任とすることができる場合は、次に掲げる要件のいずれも満たす場合とする。
 - (1) 意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められる者であって、幼稚園の教員免許状の取得に向けた努力を行っている場合
 - (2) 認定こども園の認定を受けた日から3年(当分の間、相当期間にわたり幼稚園の教員免許状を有する者の確保が困難である場合に限り6年)以内に幼稚園の教員免許状を取得する場合
- 4 条例第5条第5項ただし書に規定する規則で定めるところにより、当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者とする ことができる場合は、次に掲げる要件のいずれも満たす場合とする。
 - (1) 幼稚園の教員免許状を有する者であって、意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められるもので、保育士の資格の取得に向けた努力を行っている場合
 - (2) 認定こども園の認定を受けた日から3年(当分の間、相当期間にわたり保育士の確保が困難である場合に限り6年)以内に 保育士の資格を取得する場合 (施設設備)
- 第4条 条例第6条第1項ただし書に規定する規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 認定こども園(条例第3条第1号イ(イ)に規定するものを除く。第3号において同じ。)を構成する幼稚園及び保育機能施設の子どもが日常的に合同して活動することが可能であること。
 - (2) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。
 - (3) 認定こども園を構成する幼稚園及び保育機能施設の用に供される建物等の距離が、子どもが通常徒歩により移動できる範囲であること。
 - (4) 子どもの移動が、精神的及び肉体的に負担とならない移動方法及び移動時間により行われ、当該移動時の安全が確保されていること。
 - (5) 子どもに対する教育及び保育の提供に関して、定期的に情報交換の場を設ける等幼稚園及び保育機能施設の職員の連携が図られること。
- 2 条例第6条第6項ただし書に規定する規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 子どもが通常徒歩により移動できる範囲にあり、当該移動時の安全が確保されていること。
- (2) 子どもが安全に利用できる場所であること。
- (3) 利用時間を日常的に確保できる場所であること。
- (4) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。
- (5) 条例第6条第5項の規定による屋外遊戯場の面積を満たす場所であること。

- 3 条例第6条第7項に規定する規則で定める要件は、食事の提供に必要な加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えることのほか、次に掲げるとおりとする。
- (1) 子どもに対する食事の提供の責任が当該認定こども関にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- (2) 当該認定こども園又は保健所、市町等に配置されている栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる 体制等が確保されていること。
- (3) 第1号の受託者は、認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者であること。
- (4) 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギーやアトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に対応できるものであること。
- (5) 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供すること。

(教育及び保育の内容)

- 第5条 条例第7条に規定する規則で定めるものは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき厚生労働大臣が定める指針(以下「保育所保育指針」という。)とする。
- 2 条例第7条に規定する規則で定める内容は、別表に掲げるとおりとする。

(保育者等の資質の向上の留意事項)

- 第6条 条例第8条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 子どもの教育及び保育に従事する者は、自らがその資質の向上に努めることができるよう配慮すること。
 - (2) 日々の指導計画の作成、教材準備、研修等に必要な時間を確保するため、午睡の時間及び休業日の活用、非常勤職員の配置 等の様々な工夫を行うこと。
 - (3) 幼稚園の教員免許状を有する者と保育士の資格を有する者との相互の理解を図ること。
 - (4) 認定こども園の長及び職員に対する研修について当該認定こども園の適切な内外の研修計画を作成し、及び実施するととも に、当該研修の機会の確保を図るため、勤務体制の組立て等に配慮すること。
 - (5) 前号に掲げるほか、認定こども園の長に対して、認定こども園を一つの園として多様な機能を一体的に発揮させる管理運営能力、地域の人材及び資源を活用していく調整能力等の向上を図ること。

(子育て支援事業の留意事項)

- 第7条 条例第9条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 子育て支援事業の実施に当たっては、原則として専任職員を配置するとともに、保護者の子育て力を高め、及び地域における子育て支援体制の允実を図る観点に立って、地域の全ての子ども及び保護者を対象として実施すること。
- (2) 地域における子育てに対する必要性及び状況を踏まえ、少なくとも省令第2条第1号及び第2号に規定する事業を週3日以上実施することとし、実施に当たっては、事業実施計画を作成すること。
- (3) 子どもの教育及び保育に従事する者が研修等により子育て支援に必要な能力を涵養し、その専門性と資質を向上させていくとともに、専門機関等と連携する等様々な地域の人材及び社会資源を活かしていくこと。 (保険への加入)
- 第8条 条例第10条第8号に規定する補償を円滑に行うため、認定こども園においては適切な保険又は共済制度に加入するものとする。

第3章 認定こども園の認定手続等

(認定の申請書)

- 第9条 法第4条第1項に規定する申請書は、認定こども園認定申請書(様式第1号)によるものとする。
- 2 知事は、法第3条第1項又は第3項の規定に基づき認定こども園の認定をした場合は、その相手方に対し、認定こども園認定書(様式第2号)を交付するものとする。

(認定の取消通知書)

第10条 知事は、法第7条第1項の規定により認定こども園の認定の取消しを行った場合は、当該認定こども園の設置者に対し、認定こども園認定取消通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(運営の状況に関する報告書)

- 第11条 省令第29条に規定する報告書は、運営状況報告書(様式第4号)によるものとする。
- 2 省令第29条に規定する知事の定める日は、毎年5月末日とする。
- 3 省令第29条第2号に規定する知事が定める事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 職員の配置及び資格に関すること。
 - (2) 施設設備の状況に関すること。
 - (3) 食事の提供の状況に関すること。
 - (4) 教育及び保育の内容に関すること。
 - (5) 保育者の資質の向上等に関すること。
 - (6) 管理運営等に関すること。
- 4 省令第29条第3号に規定する知事が定める事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 教育及び保育の目標並びにその主な内容に関すること。
- (2) 子育て支援事業に関すること。

(認定こども園の廃止届出)

- 第12条 認定こども風の設置者は、当該認定こども風を廃止しようとするときは、その1月前までに認定こども風廃止届出書(様式 第5号)により、知事に届け出なければならない。
- 2 前項の規定による届出をする場合は、事前に当該認定こども園に在籍している子どもの保護者に対して、当該認定こども園の廃止について十分に説明しなければならない。

(変更の届出書)

- 第13条 法第29条第1項の規定による変更の届出書は、認定こども園変更届出書(様式第6号)によるものとする。 (委任)
- 第14条 この規則に定めるもののほか、法及び条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月23日規則第11号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成29年2月3日規則第1号)

この規則は、平成29年2月3日から施行する。

別表 (第5条関係)

1 教育及び保育の基本及び目標

認定こども園における教育及び保育は、0歳から就学前のすべての子どもを対象とし、一人一人の子どもの発達の過程に即した援助の一貫性及び生活の連続性を重視しつつ、満3歳以上の子どもに対する学校教育法第23条各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供と、家庭において養育されることが困難な子どもに対する保育の提供という二つの機能が一体として展開されなければならない。

このため、認定こども團は、次に掲げる幼稚園教育要領及び保育所保育指針の目標が達成されるように教育及び保育を提供しなければならない。

- (1) 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図るようにすること。
- (2) 健康かつ安全で幸福な生活のための基本的な生活習慣や態度を育て、健全な心身の基礎を培うようにすること。
- (3) 人とのかかわりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自立と協同の態度及び 道徳性の芽生えを培うようにすること。
- (4) 自然などの身近な事象への興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うようにすること。
- (5) 日常生活の中で、言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度及び豊かな言葉の感覚を養うようにすること。
- (6) 多様な体験を通して豊かな感性を育て、創造性を豊かにするようにすること。 認定こども関は、この教育及び保育の目標を達成するため、子どもの発達の状況等に応じ、より具体化した教育及び保育の ねらい及び内容を定め、子どもの主体的な活動を促し、乳幼児期にふさわしい生活が展開されるように環境を構成し、子ども が発達に必要な体験を得られるようにしなければならない。
- 2 認定こども園として配慮すべき内容

1に掲げる認定こども園における教育及び保育の基本及び目標に加え、認定こども園における教育及び保育は、次に掲げる認定こども園として配慮すべき内容を含むものでなければならない。

- (1) 当該認定こども園の利用を始めた年齢の相違により集団生活の経験年数が異なる子どもがいることに配慮する等、0歳から就学前までの一貫した教育及び保育を子どもの発達の連続性を考慮して展開していくこと。
- (2) 子どもの1日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮するとともに、保護者の就労状況等の生活スタイルを反映した子 どもの利用時間及び登園日数の相違を踏まえ、一人一人の子どもの状況に応じ、教育及び保育の内容について工夫を行うこと。
- (3) 教育時間相当利用児並びに教育及び保育時間相当利用児に共通の4時間程度の利用時間(以下「共通利用時間」という。)において、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行う教育活動の充実を図ること。
- (4) 保護者及び地域の子育て力を高める観点に立って子育て支援事業を実施すること。
- 3 教育及び保育の計画並びに指導計画

認定こども園における教育及び保育については、2 に掲げる認定こども園として配慮すべき内容を踏まえつつ、園として目指すべき目標、理念及び運営の方針を明確にしなければならない。また、認定こども園においては、教育及び保育を一体的に提供するため、次に掲げる事項に留意して、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を併せ持つ教育及び保育に関する全体的な計画を編成するとともに、年、学期、月、週、日々の指導計画を作成し、教育及び保育を適切に展開しなければならない。

- (1) 教育時間相当利用児と教育及び保育時間相当利用児がいるため、指導計画の作成に当たり、子どもの1日の生活時間に配慮し、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図ること。
- (2) 共通利用時間における教育及び保育のねらい及び内容については、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき実施し、 指導計画に定めた具体的なねらいを達成すること。
- (3) 家庭や地域において異年齢の子どもとかかわる機会が減少していることを踏まえ、満3歳以上の子どもについては、同一学年の子どもで編制される学級による集団活動とともに、満3歳に満たない子どもを含む異年齢の子どもによる活動を、認定こども園のそれぞれの工夫で、子どもの発達の状況の相違にも配慮しつつ適切に組み合わせていくことが望ましいこと。
- (4) 受験等を目的とした単なる知識や特別な技能の早期獲得のみを目指すような、いわゆる早期教育となることのないように配慮すること。
- 4 園舎、保育室、屋外遊戯場、遊具、教材等の環境の構成

認定こども関における團舎、保育室、屋外遊戲場、遊具、教材等の環境の構成に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 満3歳に満たない子どもを含む就学前までの様々な年齢の子どもが利用するため、子どもの発達の特性を踏まえ、満3歳に満たない子どもについては特に健康、安全及び発達の確保を十分に図るとともに、満3歳以上の子どもについては集団による活動の充実、異年齢の子どもによる交流等が図られるよう工夫すること。
- (2) 利用時間が異なる多様な子どもがいることから、地域、家庭及び認定こども園における生活の連続性の観点から、子どもの生活が安定するよう1日の生活のリズムを整えるよう工夫すること。特に満3歳に満たない子どもについては睡眠時間等の個人差に配慮するとともに、満3歳以上の子どもについては集中して遊ぶ場と家庭的な雰囲気の中でくつろぐ場との適切な調和等の工夫を行うこと。
- (3) 共通利用時間については、子ども一人一人の行動の理解と予測に基づき計画的に環境を構成するとともに、集団とのかかわりの中で、自己を発揮し、子ども同士の学びあいが深まり広がるように子どもの教育及び保育に従事する者のかかわりを工ますること。
- (4) 子どもの教育及び保育に従事する者が子どもにとって重要な環境となっていることを念頭に置き、子どもとその教育及び保育に従事する者の信頼関係を十分に築き、子どもとともによりよい教育及び保育の環境を創造すること。
- 5 日々の教育及び保育の指導における留意点 認定こども園における日々の教育及び保育の指導に際しては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 0歳から就学前までの子どもの発達の連続性を十分理解した上で、生活や遊びを通して総合的な指導を行うこと。
- (2) 子どもの発達の個人差、施設の利用を始めた年齢の相違等による集団生活の経験年数の差、家庭環境の相違等を踏まえ、 一人一人の子どもの発達の特性や課題に十分留意すること。特に満3歳に満たない子どもについては、大人への依存度が極め て高い等の特性があることから、個別的な対応を図ること。また、子どもの集団生活への円滑な接続について、家庭との連携 協力を図る等十分留意すること。
- (3) 1日の生活のリズム及び利用時間が異なる子どもが一つの施設で過ごすことを踏まえ、子どもに不安や動揺を与えないようにする等の配慮を行うこと。
- (4) 共通利用時間においては、同年代の子どもとの集団生活の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるように、環境の構成、子どもの教育及び保育に従事する者の指導等を工夫すること。
- (5) 乳幼児期の食事は、子どもの健やかな発育及び発達に欠かせない重要なものであることから、望ましい食習慣の定着を促すとともに、子ども一人一人の状態に応じた摂取法や摂取量のほか、食物アレルギー等への適切な対応に配慮すること。また、楽しく食べる経験や食に関する様々な体験活動等を通じて、食事をすることへの興味及び関心を高め、健全な食生活を実践する力の基礎を培う食育の取り組みを行うこと。さらに、利用時間の相違により食事を摂る子どもと摂らない子どもがいることにも配慮すること。
- (6) 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる環境を確保するとともに、利用時間に相違があることや、睡眠時間は子どもの発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。
- (7) 子どもの健康状態、発達の状況、家庭環境等から特別に配慮を要する子どもについて、一人一人の状況を的確に把握し、 専門機関との連携を含め、適切な環境の下で健やかな発達が図られるよう留意すること。
- (8) 家庭との連携においては、子どもの心身の健全な発達を図るために、日々の子どもの状況を的確に把握するとともに、家庭と認定こども園とで日常の子どもの様子を適切に伝え合い、十分な説明に努める等、日常的な連携を図ること。その際、職員間の連絡及び協力体制を築き、家庭からの信頼を得られるようにすること。

また、教育及び保育活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育て力の向上に寄与するだけでなく、地域社会における家庭や住民の子育て力の向上及び子育て経験の継承につながることから、これを促すこと。その際、保護者の生活スタイルが異なることを踏まえ、すべての保護者の相互理解が深まるように配慮すること。

- 6 小学校及び義務教育学校における教育との連携
 - 認定こども園は、次に掲げる事項に留意して、小学校及び義務教育学校における教育との連携を図らなければならない。
 - (1) 子どもの発達及び学びの連続性を確保する観点から、小学校及び義務教育学校における教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図り、連携を通じた質の向上を図ること。
 - (2) 小学校及び義務教育学校における教育との連携、接続においては、地域の小学校等との交流活動や合同の研修の実施等を通じ、認定こども園の子どもと小学校等の児童及び認定こども園と小学校等の職員同士の交流を積極的に進めること。
 - (3) すべての子どもについて指導要録の抄本、写し等の子どもの育ちを支えるための資料の送付により連携する等教育委員会、小学校等との積極的な情報の共有と相互理解を深めること。
- 7 食育の推進
 - 認定こども園は、次に掲げる事項に留意して、食育の推進を図らなければならない。
- (1) 知事が別に定めた「長崎県食育推進計画」を踏まえ、教育及び保育計画に連動した食育計画を策定するとともに、食育に関する指導を行う食育担当者を配置し、食育を推進する体制を整えること。
- (2) 当該認定こども園が定めた食育計画に基づき、給食等の実施にあたっては地産地消の推進等を通して、地域に対する関心が深められるよう配慮すること。

權式第1号(第9条関係)

年 月 日

認定こども圖認定申請書

長崎県知事

様

設置者 住 所

氏 名

印

(法人にあっては名称及び代表者氏名)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第3条第項の認定を受けたいので、同法第4条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

祀

認定こども圓の名称		
認定こども関の・ 長の氏名		
認定こども園の類型	幼稚園型 ・ 保育所型 ・ 地方裁量型 (該当するものに〇)	n A
事業開始予定年月日	年 月 日	
	(名 称)	77
認定こども聞を	(所 在 地) (種 類) 幼稚園・保育所(該当するものに○) (経営主体) (認可定員) 人	
構成する施設	(名 称) (所 在 地) (種 類) 保育機能施設	
4	(経営主体) (届出定員) 人	
	保育を必要とする子ども (満3歳未満)	人
the care	保育を必要とする子ども (満3歳以上)	人
利用定員	保育を必要とする子ども以外の子ども (満3歳以上)	人
	合 計	J
教育又は保育の	1 教育及び保育の目標や理念 (欄が不足する場合は別紙に記載)	
目標及び主な内容	2 教育及び保育のねらい及び内容(欄が不足する場合は別紙に記載)	

740	3								
	毎学年	の教育	圆数	年間					
	開團時	間				6			
8	• 平 日	:	~	:	(教育時間	1 10	~	-)
	・土曜日	:	~	* *	(教育時間	2 1	~)
20 20 20	・その他	:	* ∼	1	(教育時間	:	~)
					日~ の子どもに3				
					月	日~	一月	日	
					月月	日~ 日~	月月	E	
子育で支援事業の 内 容	2	7					6		. I

(注1)子育て支援については、少なくとも省令第2条第1号及び第2号に規定する事業を行うこととし、その 内容を記載すること。

【添付書類】

- (1) 職員の配置及び資格
- (2) 施設設備の状況
- (3)-1 食事の提供計画書
- (3)-2 食事の提供計画書(外部搬入の場合)
- (3)-3 食事の提供計画書(自園調理で調理業務を委託する場合)
- (4) 教育及び保育の内容
- (5) 保育者の資質の向上等
- (6) 子育て支援事業計画書
- (7) 管理運営等
- (8) その他知事が必要と定める書類

担当者職・氏名	
連絡先	* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *

模式第2号 (第9条関係)

窮 爿

認定ことも圖認定書

設置者 住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者氏名)

年 月 日付けで申請のあった認定こども園の設置については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な推進の提供に関する法律第3条第 項の規定により下記のとおり認定する。

年 月 日

長崎県知事

紀

認定こども圃の名称	x			
認定こども側の 長の氏名				
認定こども間の類型	幼稚鵬型	保育所型 · 地力	7裁量型	
事業開始年月日	£	声 月 日		
認定こども圏を 構成する施設	(名 称) (所 在 地) (種 類) 幼稚園・保育 (経営主体) (名 称) (所 在 地)		41	
	(種類) 保育機能施設 (経営主体)			
	保育を必要とする子ども	満3歳未満	7.5	人
* *	· A	淘3歳以上		人
認定こども圏の定員	上記以外の子ども人	灣3歳以上		人
		合 計		人

模式第3号 (第10条関係)

第 号

認定こども圓認定取消通知書

設置者 住 所 氏 名

(法人にあっては名称及び代表者氏名)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な推進の提供に関する法律第7条第1項第 号により認定こども圏の認定を取り消したので、下記のとおり通知する。

年 月 日

長崎県知事

記

認定こども圓の名称	× 1						
認定取消年月日			年	月	. В	*	
認定こども園を	(名 称) (所 在 地) (種 類) (経営主体)	幼稚園・	保育所				
構成する施設	(名 称) (所 在 地) (種 類) (経営主体)	保育機能	施設		9		,
認定取消理由			* 10			**	

機式第4号 (第11条関係)

年 月 日

認定ことも圃運営状況報告書

長崎県知事

様

設置者 住 所

氏 名

印

(法人にあっては名称及び代表者氏名)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第3条第項の認定を受けた施設について、同法第30条第1項の規定により、運営の状況について次のとおり報告します。

祀

認定こども圏の名称					
認定こども圏の 長の氏名		, v=			
認定こども圖の類型	幼稚園型	・ 保育所型 ・ (該当するものに○)	地方裁量型		
認定こども置を	(名 称) (所 在 地) (種 類) 幼稚園・保育 (経営主体)	「所 (該当するもの) (定 員)	三〇) _		
構成する施設	(名 称) (所 在 地) (種 類) 保育機能施設 (経営主体)	(定 員)	, ,		
	保育を必要とする子ども	潢 3 歲未満	2 /	人(%)
報告日前日において 保育をしている	人 人(%)	満3歳以上	/	人 (%)
- 子どもの数 (月 日)	上記以外の子ども / 人(%)	満3歳以上	- /	人(%)
	合 計	/ 人(=	, %)		
	1 教育及び保育の目標や理念	は個が不足する場合	は別紙に記げ	成)	
改育及び保育の目標並びに 主な内容	2 教育及び保育のねらいや内	9容(欄が不足する場	合は別紙に	記載)	
		2)	, ,		4.5

	3 711	副日数・阴	圖時間					Į.		
		育週数 年		通						
	(34)	劃時間								
	· 1	B :	\sim	*	(教育時間	- 3	\sim	:)	
	· +	福日 :	~	2	(教育時間	*	~	:	-)	
	• そ(の他:	~	*	(教育時間		~) =	
	休	盟日 毎週	曜日、		月 日~	月	H			2
	・保	育を必要と	する子と	ともり	外の子どもに対	すする:	艮期休業	2		
						月	日~	月	日	
						月	日~	月	日	
						月	日~	月	B	
	1									
					y					
The second of the second										
子育て支援事業の								24		
内容	2									

(注1)子育で支援については、少なくとも省令第2条第1号及び第2号に規定する事業を行うことと し、その内容を記載すること。

【添付書類】

- (1) 職員の配置及び資格報告書
- (2) 施設設備報告書
 - (3)-1 食事の提供報告書
 - (3)-2 食事の提供報告書(外部搬入の場合)
 - (3)-3 食事の提供報告書(自闖調理で調理業務を委託する場合)
 - (4) 教育及び保育の内容報告書
 - (5) 保育者の資質の向上等の報告書
 - (6) 子育て支援事業報告書
 - (7) 管理運営等報告書
 - (8) その他知事が必要と定める書類

担当者職・氏名	
連絡先	

機式第	5号	(第12	条関係)

年 月 日

認定こども園廃止届出書

長崎県知事

様

設置者 住 所

氏 名

印

(法人にあっては名称及び代表者氏名)

			も関		名		称							
名	称及	び	所在	地	所	在	地			× ×			181	
廃	止	の	期	E		-		Į, i	年	、月	- 8	l		
胯	IŁ	0	理	曲	5		41		o =					
現入に	國し		設いる措				*							

[※]この届出書は認定こども園の機能のみを廃止して、幼稚園、保育所又は認可外保育施 設として引き続き施設を運営する場合に提出すること。

[※]幼稚園、保育所又は認可外保育施設自体を廃止する場合は、学校教育法及び児童福祉 法の規定に従い手続を行うこと。なおその場合はこの届出書の提出は不要であること。

模式第6号 (第13条関係)

年 月 日

認 定 こ ど も 園 変 更 届 出 書 (兼幼稚園及び保育所変更届出書)

長崎県知事

様

設置者 住 所 氏 名

印

(法人にあっては名称及び代表者氏名)

年 月 日 第 号で認定を受けた事項について、次のとおり変更しますので、届け出ます。

、認定こども圓の	名 称	8.5	< 5	2
名称及び所在地	所 在 地			· .
変更内容	変更事	項 変 更	前 変	更 後
2 2 1 4				
変更年月日		年 月	B	19
変更の理由			*	
備考		4 a a a a a	2	

添付書類

変更内容が確認できるもの

THE RESIDENCE OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY

The state of the S